

序章……………3

## 第一部 村落文書の形成と村落定書

第一章 村落文書の形成——荘園公領制との関連から——……………17

はじめに……………17

一 村落文書の形成と荘園制諸職……………18

二 荘園制と惣村の諸機能……………24

三 惣村における文書作成の意義……………30

おわりに……………33

第二章 村落定書の世界……………40

はじめに……………40

一 村落定書のあり方とその変遷……………72

二 村落定書の特徴的な内容……………84

おわりに……………91

第三章 村落定書の成立と変遷——文書様式の観点から——……………94

はじめに 94

一 村落定書の文書様式 95

二 村落定書と周辺文書 121

おわりに 137

第四章 村落定書の源流——注置状と置文——……………142

はじめに 142

一 注状・注置状の全体像 143

二 秦家文書における注状・注置状と置文 152

三 注状 156

四 注置状と置文 157

五 多烏浦の村落定書 161

おわりに 163

付論一 明応七年丹波国山国荘黒田下村の紛失定書二通……………166

第二部 村落文書の署判

第五章 村落定書の署判……………179

- はじめに 179
- 一 署判のない村落定書 180
- 二 署判のある村落定書 187
- 三 「署判なし」から「署判あり」へ 190
- おわりに 203

第六章 村落文書の惣判・惣印……………216

- はじめに 216
- 一 惣中文言 217
- 二 惣判 225
- 三 惣印 234
- 四 村落名署判と村の公印 244
- おわりに 246

第七章 惣判・惣印の形成とその意義……………255

- はじめに 255
- 一 解文・申状における惣判 256
- 二 村の証判と惣判 258

三	流通経済と惣印	261
四	惣判・惣印の意義	267
	おわりに	271

第八章 丹波国山国荘における木印署判……………277

	はじめに	277
一	木印署判の概要	279
二	木印署判と村人の家	301
三	木印署判と署判者個人	305
四	木印署判と村	309
五	木印署判の行方	315
	おわりに	316

付論二 山国荘井戸村江口家の木印……………319

終章……………325

	初出一覧	329
	あとがき	330
	地名索引	i

## 序章

本書は、中世の村落文書について論じるものである。村落文書とは、村落が作成し保管した文書群をさす。

村落文書の研究史については、村落文書を含む<sup>①</sup>地下文書全般の研究を概観した春田直紀氏の的確なまとめがある。

といっても、村落文書の研究史はまだ浅い。したがって研究史に学ぶだけでなく、村落文書または地下文書そのものに触れてみて、次第に学びを深めていってほしい。ちなみに地下文書とは春田氏の造語で、村落のみならず、地下社会（在地社会）で作成・保管されてきた文書群全体を指す。具体的には、村落文書以外に、小領主（土豪や地侍<sup>②</sup>）の家の文書などが地下文書に含まれる。

ここでは、なぜ村落文書を研究するのか、その意義や面白さについて私なりに記してみたい。

大学生時代、村落を研究するために村落文書（惣村文書）を読み始めた。いうまでもなく村落文書とは、村落研究のための基礎的な史料だからである。そうしていろいろな村落文書を読み続けているうちに、たびたび奇妙なことに会おうようになった。

その奇妙なことについて記す前に、中世の村落文書に類似する近世の<sup>③</sup>地方文書や<sup>④</sup>村方文書について触れておく。近世の地方文書・村方文書（以下、一括して地方文書と呼ぶ）とは、近世の村落集団や村役人が作成し保管してきた

文書群のことである。

この地方文書のなかで、上申文書には「恐れながら申し上げ候」というような定型的な文言を持つものが多い。なぜ同じような文言が多く村落に共通して用いられているのか、中世史の研究者としては疑問に思うのだが、近世村落の研究者は当然のこととしてほとんど研究課題にしない。近世地方文書は無限とっていいほど数多く残存しているので、そういう古文書学的な研究をする手間暇がないのだろうか。また、実際に地方文書を古文書学的に研究してみても、その膨大な作業量に比して、あまり面白い結論は見込めないという先入観もあろう。

それはどういふことかという点、近世村落は当初から幕藩体制の文書行政のなかに組み込まれているからなのである。村役人にはある程度の文字リテラシー（読み書き能力）があつて、代官所など支配末端組織と村役人との間では、文書による連絡・指導・報告が日常化されている。そこには定型化した文書作成上の決まり文句があり（この決まり文句を中世史研究者は「様式」と呼んでいる）、その決まり文句に村役人も日常的に慣れ親しんでいるのだろう。だから地方文書の様式など古文書学的な研究は手間がかかるだけで面白くないから、誰もやろうとはしない。それが実情だと思ふ（ただ本気で研究したら、それはそれで結構面白いのではないかと私は秘かに思っている）。

それでは、中世村落関係の史料はどうか。中世でも文書行政は行われているが、その範囲は近世ほど徹底されていない。また文書行政のあり方にも自力救済主義が貫徹されていて、受益者が権利関係の文書を根回ししないと実効力を持たないという世界なのだ。その権利とはほとんどが領地関係の権利であり、村落では名主みよらしゅなど上層民ぐらいがそれに関係するだけである。それ以下の大多数の民衆は、文書とはほとんど無縁に暮らしてきた、というのが中世村落の実態なのである。

多くの村落民衆は文字を書けないし、書く気もない。でも当然のことながら、話是可以する。村落の中での日常的なコミュニケーションは、話することだけでほとんどことが足りる。これを口頭伝達と呼ぶ。すなわち中世村落

は本来、文字を必要としない口頭伝達の社会だったのである。

ところがその一方で、領主と領地との間では文書による伝達、文書による支配関係があり、その関係は次第に村落内にも浸透していった。村人でも、文書を読めなければ、文書を持っていなければ、不利になるかもしれない時代がやってきたのである。村の権益を維持するため、村落上層民は自ら文字リテラシーを学ぶか、文字リテラシーを持っている僧侶をスカウトして村の文書を作成し保管してもらった。これが中世村落で文書が作成されていったきっかけであろう。村落文書の誕生である。

そのように文書に初<sup>ち</sup>心<sup>ぶ</sup>な中世村落であるから、領主間の取り決めである「文書様式の約束事」や文書取り扱いの「常識」にはなかなか馴染めない。それでも、村落文書を作成する（作成してもらおう）にあたっては、領主が作成している立派な文書の言葉尻（様式）を少しでも取り入れてみようとする。それによって、自分の村の文書も立派に仕立てたいし、村人にもその立派さを認識させたい。そう考えたのであろう。

それによって、領主文書の様式と村落文書の様式との間に、同じ様式（文言）でありながら、齟齬も生じることになった。たとえば同じ「注状」（じょうをしるす・しるしじょう）という文言にも、領主文書と村落文書との間で微妙な差違が出てくる（本書第四章）。このような事態は、従来の古文書字（様式論）では想定もしなかった奇妙なことなのである。

中世村落文書研究の面白さは、このような口頭伝達社会の村人が文字による伝達に接触していく過程の痕跡がいくつもみられる点にある。こうした状況は、無文字民族が欧米の宣教師に教化されていく過程と似ているかもしれない。

第一章「村落文書の形成」は一九八八年の初出で、惣村文書（村落文書）の形成を荘園制支配との関連から考察した。荘園制と惣村の関連というのは今からみると目新しい視点ではないが、当時はこうした作業から始めるしか

なかった。そして本論文に対する学界からの反応も、やはり全くなかった。伝統的な古文書様式論では、村落内部文書や帳簿が多い村落文書はそもそも研究の対象ですらなかつたのである。

村落文書形成の過程でもう一つ問題になるのは、文字を何に書くのかという点である。文書は紙に書くものだとお考えだとすれば、それは間違いだ。紙は高価で、かつ流通量も限定的。特に村落民衆にとって紙は高嶺の花である。そこで、村落民衆が何かを記録しようとしたら、木片や石を用いる。具体的には、棟札などの木札や石碑（板碑）である。これも現在の常識からすると奇妙な点であろう。

小領主の家文書など地下文書はともかくとして、紙ベースの村落文書の残存は近畿地方とその周辺に限られている。本書第二章「表2-2 村落定書の地域分布」のなかの甲斐国・土佐国・讃岐国以外の地域が、紙ベースの村落文書を残している地域とほぼ重なる。それ以外の地域では村落集団が残す記録の素材は木札や石碑に限られる。このような状況も、中世村落文書の一つの特徴である。

私は、村落の宮座みやざを村落内身分という概念で分析してきた。<sup>(3)</sup>村落内身分とは、村落集団によりおのおの独自に認定・保証され、一義的にはその村落内で通用し、村落財政により支えられた身分体系である。

臈次成ろうじしょうぢ功身分という村落内身分の者たちが形成した村落集団が、臈次成功制宮座である。この臈次成功制宮座の分布範囲は畿内近国で、前にみた第二章「表2-2 村落定書の地域分布」のなかの甲斐国・土佐国・讃岐国以外の地域とほぼ重なる。これは惣村の分布地域でもあり、また前述したように村落文書が作成された地域でもある。すなわち惣村を運営する集団が臈次成功制宮座であり、その運営を保障したのが紙ベースの村落文書なのである。

一方、臈次成功制宮座が存在した地域の外側には、名主頭なぬすとうやく役身分という村落内身分の者たちが運営する名主座が存在した。この名主座は臈次成功制宮座の存在地域の周囲に同心円状に分布するので、これを私は「名主座リン

グ」と名付けた。名主座リングは、西は南九州（日向国・大隅国・薩摩国）以北、東はおおよそ関東と信濃国以西に位置する。

この名主座が検出できる史料は、多くが神社文書である。そしてその神社文書とは、実質的には神官を務める小領主の家の文書なのである。名主座リング内では、中世村落文書は作成されなかった。すなわち小領主主導で村落文書以外の地下文書を通して運営されていたのが名主座ということになる。

臆次成功制宮座と村落文書、名主座と地下文書。村落文書・地下文書と村落内身分集団との間には、以上のような連関があったのである。

さて、村落文書の面白さに話を戻そう。村落文書には、「寄合」、「衆議」、「多数之儀」などの言葉がみられる。寄合は、村人たちが寄り集まって問題を話し合うことを意味する。衆議は大勢で話し合ったことを意味する。多数之儀は、本来は全員一致が原則の寄合ではまともでない場合に行われた多数決のことだ。衆議を時に衆儀と記す場合があるが、これには大勢（多数）が賛成して決めた事柄だというニュアンスが含まれているのではないか。

このように、村落文書のなかには口頭で決定したことを示す名残が随所に残っている。村落文書の根幹でもある村落定書さだめがきも、同様である。

口頭伝達で済んでいたことが、次第に寄合の記録として残さざるを得なくなる状況がやってくる。それが村落定書を作成する機縁であるが、さらには村落定書が村落民を規制し、新しい秩序を構築していくものにもなっている。私はその村落定書のあり方に興味をもち、研究してきた。その成果が本書第一部である。その探究の結果や成否について、是非、ご検討いただきたい。

村落文書のなかで従来、見落とされていた文書として、日記がある。日記については、一九九六年に榎原雅治氏をはじめ体系的で具体的な考察をおこなっている。私もいちおう一九八八年から日記に注目していた（本書第一

章。初出一九八八年)。

村落文書のなかの日記とは、種々雑多な帳簿類である。その帳簿に「日記」という文言が書かれているので、文書名も日記とされてきた。日記という帳簿は、村落定書と並んで村落文書・地下文書に特徴的な文書なのである。

私が日記という文書に初めて接したのは、『和歌山県史』中世史料一(一九七五年)に収録されている王子神社文書を読んだことによる。卒業論文で紀伊国粉河寺領東村をフィールドにしたので、『和歌山県史』中世史料一を私は何度も読み返した。この王子神社文書には日記という文言をもつ文書が多い。

ただ『和歌山県史』中世史料一は、日記という文言のない帳簿にも日記という文書名をつけている。たとえば一五〇四年(永正元)東村惣分酒手日記(王子神社文書一八一号)。この文書には「東村惣分酒手之事」という事書があるが、「日記」という文言はない。県史編纂者は内容的に日記と判断したものでだろう。でも果たしてそれで、いいのだろうか。

本書第一部で後述するように、私も「特定様式のない村落定書」というものを認めている。それは、村落定書特有の様式(置文言文や定書文言など)をもたなくとも、内容的に村落定書であるものをいう。

しかし数字や費目ばかりの覚書のような文書断片を一律に日記と命名していいものか。ダブルスタンダードのように思われるかもしれないが、私のなかではまだしっくりと腑に落ちていない。

それは「特定様式のない村落定書」というものを認めている私の姿勢が本当に正しいのかどうかということに對する懐疑でもある。いや「特定様式のない村落定書」にとどまらない。様式を武器にして村落定書を分析した本書第一部の姿勢そのものが正しいのかどうかという懐疑にもつながる。

私たちシニアの研究者には、従来の文書様式論の影響が根深く染み込んでいる。そのため古文書をみたら、何らかの分類をして文書名をつけないと気がすまない。そしていったん文書名をつけてしまうと、なんとなくその文書

を理解したような気になる。

しかし東村の人々は、この「酒手之事」を日記として作成したのだろうか。当たり前の事だが、当時、村落文書を書いた人々には、私たちに染み付いているような文書様式の呪縛はないはずだ。

前述した榎原氏の研究も文書様式と内容分類で日記を分析して、優れた成果を生み出した。私の研究も同じく文書様式と内容分類で、村落定書を研究する取り掛かりを掴んだのではないかと内心自負している。

しかし村落文書・地下文書の研究はまだ始まったばかりである。本書を出して下さった「小さ子社」の社名のように、村落文書研究は文字通りの小さ子で、まだよちよち歩きを始めたばかりなのである。このような研究初期段階なので、榎原氏や私が使った手法も一定の効果があげられたのだと思う。

それでは今後、村落文書・地下文書すべてを様式分類しきれば、私たちは在地社会の文書をすべて理解したことになるのだろうか。私にはどうもそうとは思えないのだ。在地社会の根底には、様式では理解しきれないものが根深く存在し続けたのではないか。村落文書を研究していて、私はたえずこの吹っ切れないモヤモヤを感じ続けている。

これまで自明のものとしてきた様式という概念を根底から疑ってみることが、村落文書や地下文書研究には必要ではなからうか。これは、本書の議論を根底から覆すものかもしれない。でもそのくらいの気概を持たないと村落文書・地下文書の深奥には到達できないように思う。

村落文書・地下文書の解釈が難しいのは、こういう点にもある。だから面白いともいえる。それではどうしたらいいか。それは、引き続きじっくりと考えていくしかあるまい。

今年、中世地下文書研究会の若き同志である似鳥雄一氏が地下文書の帳簿分析を中心とした優れた論文集を刊行した。<sup>(5)</sup> 似鳥氏は、榎原氏に続く地下帳簿の読み名人となるだろう。この日記などの様式に関する難問もやがて彼ら

若い世代が解いてくれるだろうと期待している。

村落文書・地下文書でもう一つ特徴的だと思うのは、署判のありかたである。本書第五章「村落定書の署判」は、一九八六年に執筆した論考をもとにしている。これは、近江国今堀郷の村落定書の署に判があるかないかで文書を正文しょうもんと案文あんもん（写し）に峻別することに對するアンチテーゼであった。

『今堀日吉神社文書集成』（法政大学出版局、一九八一年）を編纂した仲村研氏は敬愛する研究者であったが、一方で従前の古文書様式論に忠実な学徒でもあった。当然この論文に對して、仲村氏も含めて学界からは何の反応もなかった。というよりは、反応のしようもなかったのだろう。

ただ百姓等申状の研究者の中には、判のない申状も正文と同様に領主は受け付けたと考えている方々がいるのではないかと想像している。領主と村落集団とのやりとりを通して、署判の有無を超えて、文書の信頼性を担保する相互関係が構築されていたのであろう。この点はまだ誰も考察していないようだ。このような歴史的状況に對する好奇心が、のちの惣判・惣印の研究へとつながっていった。

一九九九年・二〇〇〇年には、村落文書における惣判と惣印について論じた（第六章・第七章）。村落定書のなかには、村落名や百姓等の署などに個人の判が捺されたものがしばしば見られる。そのサインとして花押かおうりやくや略押が用いられている場合は惣判、判子の場合を惣印と、私は名付けた。この判や印をした個人とは集団の代表者であるが、毎回同じ人物が判を捺すとは限らない。そこに、村落集団と集団代表との、興味深い関係性が垣間みえる。これも、村落文書または地下文書ならではの現象である。

ここ一〇年ほど、私は坂田聡氏の丹波国山国荘調査団の一員に加えてもらっている。毎年二回の現地調査にはほぼ欠かさず参加した。第八章の木印署判に関する論考は、前述したような村落文書の署判に對する私の興味関心と山国荘現地での調査が生み出したものである。山国荘調査団が撮影した全古文書写真を通覽きじろしして木印署判を探す

のは楽しかったが、体力的には厳しく地獄のような作業だった。また、その後に見つかった井戸村江口家の木印の鑿こを紹介したのが、付論二である。

木印は本来、筏流しの際に木材に付けた刻印であり、その木材を所有する家のしるしであった。その木印を署判に転用したのが、木印署判である。そのような背景からして、木印は他家と同様の形態のものでは使い物にならない。木印と特定の家との独自なつながりが担保されていなければ、自家の利益を確保できないからである。

ところが木印署判には、同じ村の複数の人物が同じ署判を同時に使っている事例がある。同じ文書に同じ形の木印署判がいくつもみえる事例もある。これでは、木印署判の形態から家や個人を特定することが困難になる。この状況から、木印署判は花押とは異なる意味を持つていてのではないかと考えた。

それではどうして、木印署判を使うのか。詳しくは、本書第八章をご覧いただきたい。ただここで示した問題点すべてに回答できていないことをあらかじめ告白しておく。木印署判には、略押や筆軸印と共通する難問が残っているのである。

以上、村落文書の村落定書や署判に関する問題点について述べてきた。さらに詳しい論点は、本書本文でご確認願うた。

二〇〇〇年に惣判・惣印の論文を書いてから、私はしばらく村落文書の研究から離れ、前述した名主座の研究に熱中していた。二〇一一年に名主座の論文集を刊行した後、調査漏れした事例として丹波国葛野荘や肥後国海東郷にも名主座があることに気づいた。それで二〇一三年六月、熊本県に赴き、海東阿蘇神社名主座の文書撮影と現地調査を行った。

この調査の翌日、熊本市内で春田氏・小川弘和氏と懇親会を持った。お店で最高級という馬刺しを勧められて、生まれて初めておいしく食べた（ただ、もう食べなくてもいいとも思った）。その時、酔いに任せて村落文書で科学研

究費をとつたらどうかという話をした。ただ私は自分個人の科研費代表をしていたので（科研費の代表者を兼務することは禁じられている）、バトンを春田氏に渡した。

その後の春田氏の動きは、迅速だった。氏から矢継ぎ早に地下文書の論文リストや地下文書論の構想メモなどが送られてきた。翌二〇一四年度から基盤研究（B）「日本中世「地下文書」論の構築―伝来・様式・機能の分析を軸に―」が始まり、同時に若手研究者を集めて中世地下文書研究会も発足した。

前述した村落定書に関する論考（第三章）は、この研究会で発表したものである。また第二章の前半は、第三章の初出論文を下敷きとして、『中世地下文書の世界』<sup>6</sup>に載せたものである。そしてこの研究会は現在二度目の科研費「地下文書論による中世文字史料研究の再構築」取得に至っている。第四章は、この第二次科研費による研究会で報告したものである。

第一次の中世地下文書研究会では、若手研究者を中心にいくつかの地下文書の原本調査を共同で行った。地下文書の原本を精査し、いろいろと討論した。その際（たぶん私の過去の論考とは別に、自然発生的に）、「地下文書を判や印の有無で正文・案文と峻別するのはナンセンスだ」という常識が研究会で生まれ共有されていった。このことを傍観していて、とても嬉しかった。私が村落文書を調べ始めた頃と、まさに隔世の感がある。

以上、少々風変わりな前口上を述べた。このような研究背景をお含み置きの上、本書をお読みいただければ幸いである。

- (1) 春田直紀「序論 中世地下文書論の構築に向けて」(同編『中世地下文書の世界―史料論のフロンティア―』、勉誠出版、二〇一七年)。
- (2) 小領主とは、中世社会の中間層のことで、土豪や地侍を指す。ちなみに私は、上級領主と主従関係のない村落上層民を土豪、主従関係のある村落上層民を地侍と呼んでいる。ただ実際には村落上層民に主従関係があるかどうかを証拠づけるのが困難なので、小領主と一括して呼んでいる。
- (3) 蘭部『日本中世村落内身分の研究』(校倉書房、二〇〇二年)、『村落内身分と村落神話』(校倉書房、二〇〇五年)、『日本の村と宮座―歴史的変遷と地域性―』(高志書院、二〇一〇年)、『中世村落と名主座の研究―村落内身分の地域分布―』(高志書院、二〇一一年)、「丹波国葛野荘の名主座について」(『山形県立米沢女子短期大学紀要』四八号、二〇一二年)、「肥後国海東郷における名主座(ジンガ)について」・「南海道の名主座について(補遺)」(『米沢史学』二九号、二〇一三年)。
- (4) 榎原雅治「日記とよばれた文書―荘園文書と惣有文書の接点―」(同『日本中世地域社会の構造』、校倉書房、二〇〇〇年。初出一九九六年)。
- (5) 似島雄一『中世の荘園経営と惣村』(吉川弘文館、二〇一八年)。
- (6) 前掲注(1)『中世地下文書の世界』。